

武蔵野市ペット同行避難マニュアル

第1版

武蔵野市

令和5年7月

目 次

第 1 総則	
1 同行避難の対象動物	1
2 本マニュアルにおける用語と解説	1
■ 参考「避難所運営委員会組織図」及び「避難所の支援体制」	2
第 2 事前の準備	
1 飼い主が行うこと	
（1）ペットの防災用品の準備	3
（2）身元の表示	3
（3）しつけ・健康管理	4
（4）協力しあえる仲間づくり	4
2 市と避難所運営組織が行うこと	
（1）ペット飼育場所の決定	4
（2）設営方法の確認	5
（3）設営に必要な物資の確認	5
（4）書類の確認	6
（5）ペットの飼育ルールの確認	6
3 市が行うこと	
（1）飼い主への啓発	8
（2）備品の整備	8
第 3 発災時の対応	
1 飼い主が行うこと	
（1）同行避難の判断	9
（2）「ペットの飼い主チーム」の組織	9
（3）ペット飼育場所の設営	9
（4）「ペットの飼い主チーム」のメンバーの報告	11
（5）同行避難者の案内	11
（6）ペットの飼育	11
（7）救援物資の要請	11
（8）トラブル対応	11
2 避難所運営委員会が行うこと	
（1）ペット飼育場所の設営指示	11
（2）「ペットの飼い主チーム」の登録	11
（3）同行避難者の受付	11
（4）避難所の環境保持	11

(5) 救援物資の要請	12
(6) トラブル対応	12
3 動物救援本部が行うこと	
(1) 動物の一時収容	12
(2) 放浪犬の身元照会	12
(3) 傷病動物の治療	12
4 Q & A	13
5 連絡先一覧	15

資料集

- ・様式
- ・各避難所のペット飼育場所

第 1 総則

1 同行避難の対象動物

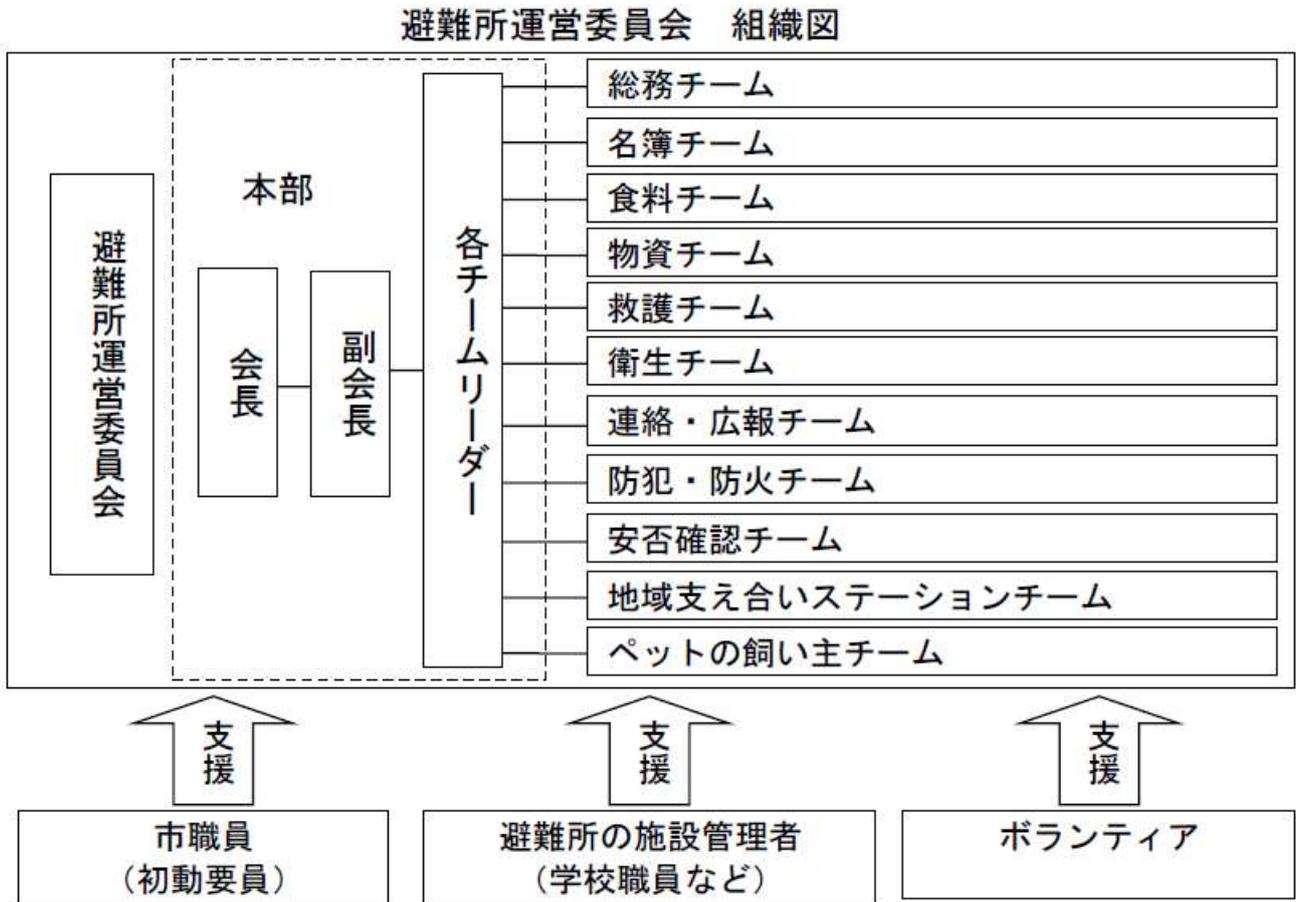
受入れ可	避難所で適切に飼育及び管理することができる以下の動物 犬・猫 及び ケージに入れて飼育管理できる小動物
受入れ不可	上記以外の動物は不可 ※不可の理由等については 13 ページに記載。

2 本マニュアルにおける用語と解説

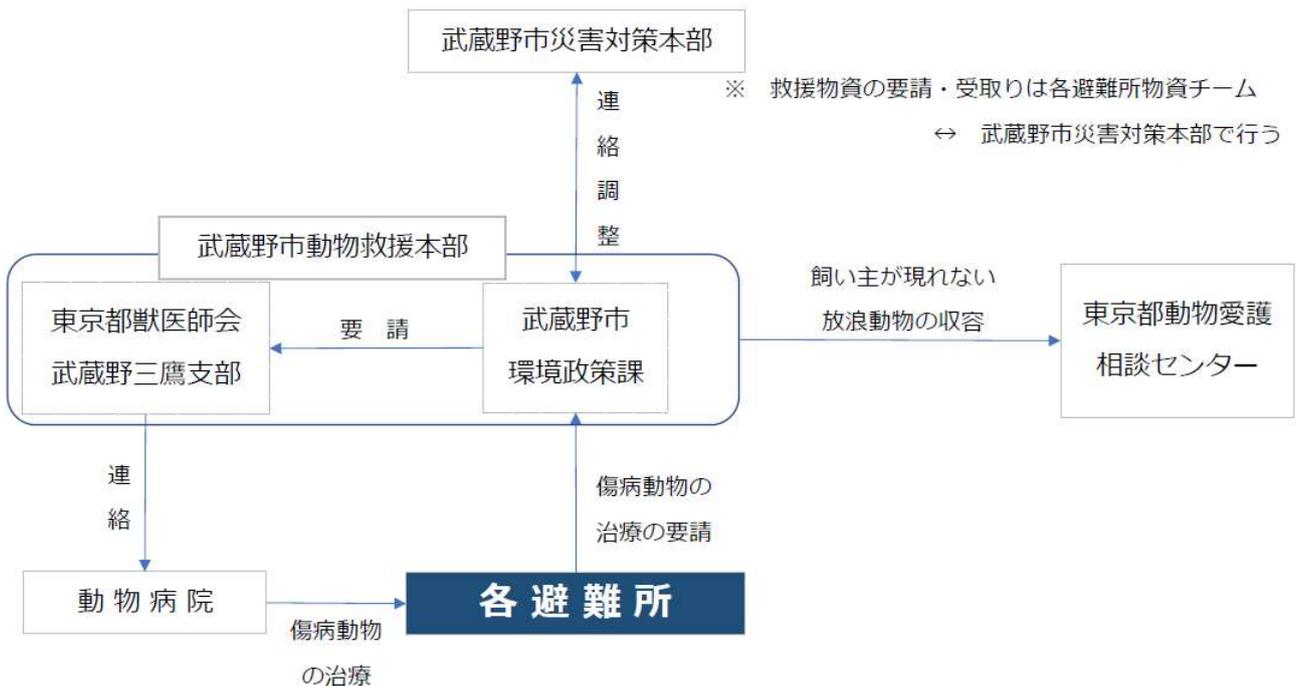
同行避難	飼い主とペットと一緒に避難することをいいます。 全ての避難所において同行避難を受け入れますが、補助犬を除き、人の居住場所とペットの飼育場所は分離します。
補助犬	補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）は、身体障害者補助犬法により避難所への入室を拒んではなりません。 ※避難者の中には動物が苦手な方や動物アレルギーの方もいるので配慮が必要です。 ※補助犬は訓練されていますが、不用意に触れたりしてはいけません。
ペット飼育場所	避難所ごとに、同行避難したペットを飼育するための場所を設置します。
ペットの飼い主チーム	避難時において、ペットの飼育・衛生管理などは、飼い主一人ひとりが責任を持って行います。 飼い主同士で協力体制を築き、ペット飼育場所の管理及び運営を行うために、同行避難してきた飼い主全員で「ペットの飼い主チーム」を組織します。 避難所運営委員会には様々なチーム（次ページ参照）があり、各チームリーダーと会長・副会長で構成する本部の指示に従います。
市動物救援本部	市内の被災動物の発生状況を把握するとともに、関係機関との連携態勢を確立し応急対策を実施するため、市と東京都獣医師会武蔵野三鷹支部が連携して設置します。

■ 参考

【避難所運営委員会組織図】



【避難所の支援体制】



第2 事前の準備

1 飼い主が行うこと

(1) ペットの防災用品の準備

避難所にはペットに対する備えはありませんので、原則飼い主の責任で用意する必要があります。救援物資はすぐには届きませんので、消耗品は1～2週間分は用意しておきましょう。

- えさ（フード）・水
- 薬・療法食
- 首輪・リード・ハーネス
 - ※ 移動、散歩、避難所生活用
 - ※ 伸びないもの・丈夫な金属製のものがよい
- トイレ用品
 - ※ トイレシート・猫砂・新聞紙 など
- ケージ・キャリーバッグ
 - ※ 避難所ではケージ等の中で生活します
 - ※ ハードタイプの積み重ねられるもの（重ねて固定する可能性あり）
 - ※ ビニールシートなど風雨がしのげるものがあるとよい
- 食器
- 健康の記録
 - ※ 健康状態・ワクチン接種状況・治療中の内容・服用中の薬品名・検査結果・かかりつけの動物病院の情報
- ペットの写真
 - ※ 飼い主と一緒に写っているもの
- その他
 - ・ガムテープ（ケージの補修など多用途に使用可能）
 - ・おもちゃ
 - ・ゴミ袋 など



避難所においては「動物用」等明記したほうが、トラブルになりにくいとされています

(2) 身元の表示

災害時の混乱の中では、ペットと離ればなれになってしまうこともあり、迷子になった動物を探するときや保護されたとき、飼い主を識別できる情報が必要となります。首輪だけの場合、飼い主の元に戻る可能性は非常に低くなりますので、迷子札・マイクロチップ・鑑札・注射済票を装着しましょう。

<例>

- 鑑札
- 狂犬病予防注射済票
- 迷子札 ※ 飼い主の氏名・連絡先・ペットの名前を記載する
- マイクロチップ
 - ※ 装着するだけでなく、環境省サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録までしておく
 - ※ 登録済の場合も、きちんと正しい情報になっているか確認しておく（旧所有者名義や前住所のままになっていないか）
- 足環
- 耳環

(3) しつけ・健康管理

日頃からの飼い主の接し方が、いざという時のペットの反応に影響します。しつけをしておくことで、避難所で他人への迷惑を防止するとともに、ペット自身のストレスを軽減することができます。

- 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などができる
(飼い主の言うことを聞けることが、集団生活の中では大切になる)
- ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく
(ペット飼育場所でケージ等に入っている間のストレスを軽減できる)
- 不必要に吠えないしつけを行う
- 怖がったり攻撃的になったりしないよう、人や他の動物・様々な音や物に慣らしておく（無駄吠えを抑えることができる）
- 決められた場所で排泄ができるようにする（悪臭トラブル予防になる）
- 身体のどこでも触れるようにする（健康チェックや応急処置ができる）
- 各種ワクチン接種・寄生虫予防を行う
- 不妊・去勢手術を行う

(4) 協力しあえる仲間づくり

日頃から近隣の方とコミュニケーションをとりましょう。いざというときのために、親戚・友人などのペットの一時預け先を確保しておくことも非常に大切です。また、地域の防災訓練等に参加することで、避難所開設のイメージを知ることができます。

2 市と避難所運営組織が行うこと

(1) ペット飼育場所の決定

<留意すること>

- 人の居住スペースと十分な距離がある（鳴き声や臭いが届かない）
- 人と動線が交わらない
- 屋根があり、暑さ寒さ、雨風をしのげる
- 撤収時に水洗いで清掃できる
- 散歩やトイレの場所も考慮する

<例> 避難者の動線上でない昇降口・プール更衣室・倉庫など

(2) 設営方法の確認

入口の位置・ペットの配置・散歩のルート・排泄物置き場などを、あらかじめ想定しておきます。

(3) 設営に必要な物資の確認

ペット飼育場所の設営にどのような物資が必要となるか想定し、市が備蓄し、避難所運営組織が確認します。

<参考> 物資の例（「○」は令和5年7月現在、市が備蓄しているもの）

	品名	サイズ等	使い方など	備蓄
1	防水シート	10m×10m	ペット飼育場所 養生用 (風雨除け、視線コントロール など)	○
2		3.6m×5.4m		○
3	虎ロープ		立入制限	○
4	遮光ネット		日よけ	
5	ビニールテープ		応急係留、シート掛け など	
6	ガムテープ		ネーム、掲示物 など	○
7	養生テープ		ネーム、掲示物 など	○
8	両面テープ		ケージ、シート補強 など	
9	セロテープ（OPPテープ）			
10	ボールペン	黒		○
11		赤		○
12	マジック	黒		○
13	サインペン			○
14	ホチキス	本体		○
15		針		○
16	ダブルクリップ			○
17	クリアファイル			○
18	クリップボード			○
19	ハサミ			○

20	カッター			○
21	白紙用紙			○
22	洗濯バサミ		ケージカバー留め など	
23	プラスチック容器	大	応急食器 など	
24		中		
25		小		
26	紙容器	深型	応急食器（誤食対応のため紙製）	
27		浅型		
28	スプーン		缶詰が支給された場合	
29	アルミホイル		食品保管用	
30	ビニールラップ		食品保管用	
31	ポリ袋	90ℓ	ゴミ処理、寒さ対策、排泄物処理、フードの支給 など	○
32		70ℓ		○
33		20ℓ		○
34		2号		○
35		レジ袋 20号		○
36	ゴム手袋		清掃	○
37	バケツ		清掃	
38	ホウキ		清掃	
39	チリトリ		清掃	
40	殺菌剤		消毒	○
41	霧吹き口		消毒	
42	雑巾		清掃	○
43	タオル		清掃	
44	粘着ローラー	本体	居住区対応	
45		替えテープ		
46	ペーパータオル		清掃	

(4) 書類の確認

巻末に受付時に使用する書類がありますので、必要に応じて追加をしてください。

(5) ペットの飼育ルールの確認

次ページの内容を原則とし、避難所の実情に応じて項目を追加してご使用ください。

避難所におけるペットの飼育ルール（案）

<避難所運営について>

- 1 避難所では人の生活が優先です。避難所には、動物が苦手な方やアレルギーをもちている方もいます。避難所運営委員会の指示に従い、ペットを飼っていない人に配慮した飼育を行ってください。
- 2 避難所ペット飼育場所に置ける動物は、犬・猫・ウサギ・小鳥・ハムスターなどの動物に限ります。
- 3 避難所では、人とペットの生活の場所を分離します。ただし、補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）は除きます。

<飼い主の責務>

- 4 ペットの飼育管理は飼い主が責任をもって行います。飼育に必要な用具（ケージ・リードなど）や当面の食料は、飼い主が用意します。
- 5 飼い主はペットを、避難所内の決められた場所で、ケージなどに収容して飼育します。また、首輪に迷子札（犬は鑑札・狂犬病予防注射済票も）を装着するほか、ケージに飼い主の氏名・居場所を明示します。
- 6 ペットの散歩や運動の際は、必ずリードをつけ、噛みつきなどの事故がおきないように努めます。また、鳴き声などで近隣住民や他の避難者に迷惑をかけないように、場所や時間帯（早朝・深夜を避ける）などに配慮します。
- 7 ペットの給餌や給水は決められた時間に行い、余った餌は必ず後始末をして、飼育場所と周辺を清潔に保ちます。
- 8 ブラッシングは毛が飛ばないように周囲に配慮して行い、ブラッシングの後始末は飼い主が責任をもって行います。また、人の居住スペースに戻る際はガムテープなどで衣服についた毛を落とします。
- 9 ペットの排泄は特定の場所でさせ、飼い主の責任によりきちんと糞尿の後始末をします。
- 10 ペットに関するトラブルは飼い主および関係者で解決し、苦情には誠実かつ速やかに対応します。

<ペットの飼い主チームについて>

- 11 飼い主全員で、「ペットの飼い主チーム」を組織し、代表・副代表を選出し、協力してペット飼育場所の管理運営およびペットの飼育管理にかかる次の作業を行います。
 - ①飼育場所の設営
 - ②ペットの受付・入退所などの手続き・避難所運営委員会や市との連絡調整など
 - ③飼育に必要な共同作業
(飼育場所や周辺の清掃・消毒、廃棄物や汚物の処理、ペットの救援物資の受け入れなど)
- 12 飼い主が病気やケガでペットの世話ができない場合は、ペットの飼い主チームで協力して世話をします。
- 13 ペットの飼い主チームは、避難所運営委員会内の組織として、円滑な避難所運営に協力します。

3 市が行うこと

(1) 飼い主への啓発

ペットの飼い主に対して、日頃行うべき災害への備えなどを啓発します。

(2) 備品の整備

避難所で、ペット飼育場所を設営するために必要な備品の整備をすすめます。

第3 発災時の対応

1 飼い主（ペットの飼い主チーム）が行うこと

※必ずしもこの順番に行く必要はありません

(1) 同行避難の判断

〈基本的な考え方〉

発災時、各避難所には最大 1,000 人程度集まる見込みです。避難所生活は、飼い主、他の避難者、ペットのいずれにとっても大きなストレスになります。

- ・自宅が安全であれば、自宅での生活を継続し、必ずしも避難所に避難する必要はありません。
- ・飼い主が避難する場合も、差し迫った危険がなく、ペットの安全と逃げ出さない措置が確保でき、飼い主が定期的な世話に通うことができる場合は、ペットは自宅で待機させましょう（塀等で囲まれた敷地内であっても、放し飼いのままの避難はしないでください）。また、ペットの受け入れが可能な親戚や知人宅に預けるのも有効です。
- ・同行避難する場合は、ペットの防災用品を持参し、身元の表示をして避難所に向かいましょう。

※各避難所には、ケージ（L 1 つ・M 2 つ）しか用意していません。また、支援物資はいつ来るかわかりません。

(2) 「ペットの飼い主チーム」の組織

飼い主同士で、ルールの周知や情報共有など、ペットの管理を協力して行えるよう「ペットの飼い主チーム」を組織し、代表・副代表を決めます。ペットの飼い主チームは、ペットと同行避難してきた飼い主の全員で組織します。

(3) ペット飼育場所の設営

施設の安全点検が終わって避難所が開設されたら、飼育場所に設営を行います。

ア 備品などを活用して、設営に必要な物品を調達する

イ ペット飼育場所を区画する

- ・人間の居住場所と動物の飼育場所を分離するため、飼育場所をロープやビニールテープなどで囲います。
- ・噛みつき事故防止や防犯のため、「ペット飼育場所」の表示をつけて、飼い主・関係者以外立入禁止にします。また、他の避難者の理解を得るため「飼育ルール」を掲示します。

ウ ペット飼育場所の設営をする

- ・基本的には、事前に決めておいた場所に、事前に決めておいた方法で設

営をします。

- ・災害の種類や規模・発災時の気候などによって、ペット飼育場所の設営は臨機応変に対応します。

<留意すること>

- 屋内の場合は、床を汚さないようブルーシートなどを敷いて、清掃しやすくする
- 屋外の場合は、テントなどを活用して、直射日光や雨風を受けないようにする。夏や冬は気温に注意が必要です。（人間が24時間その場所に居ても大丈夫かどうか、という視点で確認してください。）
- 動物の種類や大きさごとに区画を分ける（猫にとって犬の存在はストレスになります）
- 動物はケージかクレートに入れる（大型犬はリードでつなぐ）



ケージ



クレート

- スペースに余裕がある場合、できるだけペット同士の間隔を空ける
 - ※ ストレス抑制及び、避難所でのノミ・ダニ・寄生虫等の蔓延を防ぐため
- ケージに、タオルなどをかけたりダンボールで仕切ったりして目隠しをする
- ペットの所有者・避難所での居場所を明示するため、ケージにケージ札を表示する
- 不妊去勢手術していない動物は、他の動物と接触しないようにする
- ダンボールやゴミ袋などで、ペットの糞やトイレシートを捨てる場所を作る（適切な場所については避難所運営委員会・衛生チームと相談）

(4) 「ペットの飼い主チーム」のメンバーの報告

「避難所運営委員会」が組織されたら、ペットの飼い主チームのメンバーを「5 避難所運営委員会名簿」に記載してもらいます。

(5) 同行避難者の案内

避難所運営委員会・名簿チームが、同行避難してきた飼い主とペットを受け付けたら（「24 ペット等受付簿」を記載してもらっているか確認します）、飼育場所を案内します。また、避難所での生活中は、逃走してしまう可能性も考慮し、首輪に鑑札・注射済票・名札をつけるなどしてもらいます（マイクロチップ情報が正しく登録されているかたは除きます）。

(6) ペットの飼育

避難所運営委員会・衛生チームと連携しながら、飼育ルールに基づき、ペットの飼い主チームでペットの飼育を行います。ペットの数が多く、ペットの飼い主チームの代表・副代表の負担が過大となる場合は、ペットの飼育に関する共同作業の管理・調整などを行う「飼育リーダー」を選出します。

(7) 救援物資の要請

避難所運営委員会・物資チームに、必要な救援物資を災害対策本部に要請してもらいます。

(8) トラブル対応

一般避難者から、犬の飼い方マナー・鳴き声・悪臭などについて苦情があった際は、ペットの飼い主チームで誠実に対応します。困難なときは避難所運営委員会とも連携して解決にあたります。

2 避難所運営委員会が行うこと

(1) ペット飼育場所の設営指示

同行避難してきた飼い主が飼育場所の設営をするので、事前に決めておいた設営場所・設営方法を伝えます。

(2) ペットの飼い主チームの登録

同行避難してきた飼い主が、ペットの飼い主チームを組織したこととメンバーの氏名を報告するので、それを「5 避難所運営委員会名簿」に登録します。

(3) 同行避難者の受付

「名簿チーム」は、飼い主とペットが同行避難してきたら、「24 ペット等受付簿」を作成します。名簿登録後、ペットの飼い主チームが、ケージの設置場所や飼育ルールの案内などを行います。

(4) 避難所の環境保持

「衛生チーム」は、ペットの飼育及び付随する作業が適切な方法で行われ、避難所が衛生的かつ著しく不快でない状態に保持されているか確認し、必要に応じてペットの飼い主チームに改善を求めます。

(5) 救援物資の要請

ペットの飼い主チームから依頼された救援物資を、災害対策本部に要請します。

(6) トラブル対応

ペットの飼育についてトラブルがあった場合、ペットの飼い主チームで協力して対応しますが、解決に向けて必要な支援をします。

3 動物救援本部が行うこと

(1) 動物の一時収容

逸走して放浪状態の動物及び、飼い主による飼育が困難で預かりを希望する動物の一時収容を行います。

(2) 放浪犬の身元照会

保護された放浪犬の身元照会を行う（未登録犬など、照会できない犬もいます）。

(3) 傷病動物の治療

獣医師が、一時収容施設及び避難所において傷病動物の治療を行います。

4 Q & A

Q 1 犬や猫だけでなく、特殊なペットを飼っている方が同行避難してくる可能性もある。現場で混乱することがないように、受入れ可否の判断基準や例を詳細に示してほしい。

A 1 飼い主にとってペットは家族同然の大切な存在である一方、避難所で適切に飼育することができないペットを受け入れてしまうと、避難所の混乱や避難者の負担の増大につながるため、双方に配慮して、一定程度制限した受入れをせざるを得ません。

そのため、マニュアルにおいて受入れ可の動物を「犬・猫、及びケージに入れて飼育管理できる小動物」とし、それ以外の動物の受入れを不可としました。

受入れ可のうち「ケージに入れて飼育管理できる小動物」の例

…ウサギ、小鳥、ハムスター、モルモット、チンチラ、など

受入れ不可の理由としては、以下のとおりです。

- 1 特定動物（動物愛護管理法で指定されている、人の生命・身体・財産に害を与えるおそれのある動物）
- 2 家畜、大型動物
- 3 その他避難所で適切に飼育及び管理することが難しい動物
 - (1)ケージの中で飼育することが難しい
 - (2)毒をもっている
 - (3)個別にヒーターを使用しないといけないなど、特別な対応が必要
 - (4)夜行性で鳴き声が非常に大きいなど、避難者に非常に大きな負担をかける

Q 2 「24 ペット等受付簿」に使用されている用語がわからない。

A 2 「市町村の登録」欄は、

- (1)武蔵野市が発行した鑑札を持っている
- (2)犬にマイクロチップが入っていて、かつ、国の指定登録機関に登録している

のどちらかに該当するか聞いて、これらに該当する場合は、「登録済」にマルをつけてください。わからない場合は「不明」と書いてください。

「狂犬病予防接種欄」は、直近の3月2日以降に注射しているか聞き、該

当するほうにマルをつけてください。わからない場合「不明」と書いてください。

Q 3 動物の鳴き声がうるさくて眠れないと訴える避難者がいる。

A 3 飼い主の責任で対応してもらってください。段ボールなどで目隠しをする・ケージの場所を変えるなどして、動物への刺激を減らすことで改善する可能性があります。

Q 4 悪臭や不衛生であると訴える避難者がいる。

A 4 飼い主（ペットの飼い主チーム）で協力して、ペット飼育場所は清潔に保つようにはしてください。

Q 5 ペットの同行避難を受け入れることに反対している人がいる。

A 5 災害発生時に避難してくる住民の中には、ペットと同行避難してくる方々が含まれます。同行避難は動物愛護の観点のみならず、飼い主がペットとともに躊躇なく避難できる体制を整えること、つまり全ての住民の安全を確保することが本来の目的となります。

また、過去の災害時に、放浪状態のまま放置された動物が、野生化あるいは繁殖した結果、住民に危害をもたらす或在来の生態系に影響を与えるなどの問題が生じました。こうした問題を軽減するためにも重要なので、受け入れをお願いします。

Q 6 治療が必要な動物がいる。

A 6 獣医師が巡回して治療しますので、動物救援本部に連絡してください。

Q 7 飼い主のなかに、ケガや体調不良でペットの世話をできない方がいる。

A 7 まずはペットの飼い主チームで協力しあって解決していただきたいが、どうしても難しい場合は、動物救援本部に連絡してください。飼い主の依頼に基づき動物救援本部で一時預かりをします。

Q 8 動物が人を咬んだ。

A 8 飼い主から東京都動物愛護相談センター多摩支所に、連絡してください。

Q 9 動物が他の動物を咬んだ。

A 9 治療が必要な場合は動物救援本部に連絡してください。その他のことは飼

い主同士で当事者間解決を図ってください。

Q 10 動物が逃げた。

A 10 動物救援本部・警察に連絡してください。

5 連絡先一覧

機 関 名	有線電話	M C A 無線
市災害対策本部	0422-60-1821	101
市動物救援本部	0422-60-1945	
東京都動物愛護相談センター（多摩支所）	042-581-7435	